

## 佐渡インフォメーションセンター 用地・施設の概要

所在地	佐渡市両津湊 384 番地 11
土地・延床面積	土地：3310 m <sup>2</sup> ・ 延床面積：2057.53 m <sup>2</sup>
既存建物の概要	<p>構造：鉄筋コンクリート造</p> <p>階数：地上 2 階</p> <p>建築面積：1985.73 m<sup>2</sup></p> <p>延床面積：2057.53 m<sup>2</sup></p> <p>竣工年度：平成 26 年 11 月 13 日</p> <p>付帯設備：衛生設備（衛星器具・給水・給湯・排水）          空調設備（空調機器・換気機器・ダクト・配管）          電気設備（高圧引込受変電・幹線・動力・電灯・情報・電話・放送・インターホン・呼出・テレビ視聴・ITV・火災報知）</p> <p>大規模修繕履歴：なし</p>
土地建物の権利状況	市有
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画による制限：なし</li> <li>・物品販売店舗の常設はできない</li> </ul>

現況

活用対象が建物の場合：現在の管理運営状況 等  
 佐渡インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例により定める公の施設

条例に定める使用料の額

(1) 施設使用料

(単位：円)

区分		1時間あたりの使用料	全日利用 (午前8時30分～午後10時)
多目的ホール	平日	2,500	28,000
	休日等	3,000	33,600
控室1(和室)		300	3,400
控室2		300	3,400
催事スペース (全面使用)	平日	2,200	24,600
	休日等	2,600	29,100
催事スペース (半面使用)	平日	1,100	12,300
	休日等	1,300	14,600
催事スペース (5分の1面 使用)	平日	500	5,600
	休日等	600	6,700
調理室		500	5,600
会議室		400	4,500
ロビー・グリーンパーキング・南 埠頭側グリーンプラザ		100	1,100

備考

1 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)をいい、「休日等」とは、平日以外の日をいう。

2 午前8時30分から午後10時までの間に、11時間を超えて施設を利用する場合は、全日利用の金額を適用する。

3 冷暖房を使用する場合は、上記の表の使用料に100分の30を乗じて得た金額を加算する。ただし、催事スペース及びロビーは、対象外とする。

4 多目的ホール又は催事スペースを準備、原状回復又はリハーサルに利用する場合の使用料は、上記の表の使用料に100分の70を乗じて得た金額とする。

5 利用の許可を受けた者が入場料その他これに類似するもの(次表において「入場料等」という。)を徴収する場合は、上記の表の使用料に次の表の割合を乗じて得た金額を加算する。ただし、次号に該当する場合は除く。

1人1回当たり入場料等	加算割合
500円を超え、2,000円以下のとき	10%
2,000円を超え、4,000円以下のとき	20%
4,000円を超え、6,000円以下のとき	30%
6,000円を超えるとき	50%

(2) 附属設備使用料

(単位：円)

区分	設備の名称	単位	金額 (1日につき)
舞台設備	天井吊プロジェクター	1式	3,000
	スクリーン	1式	1,000
	演台	1式	500
照明設備	調光装置	1式	2,000
	ボーダーライト	1列	1,000
	シーリングスポットライト	1列	1,000
	持込器具電源	1口	100
音響設備	音響装置	1式	3,000
	跳ね返りスピーカー	1台	500
	ステージスピーカー	1式(2台)	1,000
	ワイヤレスマイクロホン	1本	500
	ダイナミックマイクロホン	1本	500
	インカム装置	1式	1,000
	BD・DVDプレーヤー	1台	1,000
	CD・MDプレーヤー	1台	500
	CD・USB・SDカードプレーヤー	1台	500
	CD・ラジオ・テープレコーダー	1台	500
	ポータブルPAスピーカー	1台	1,000
	PA器具持込料	1式	2,000
	持込器具用電源	1口	100
その他	プロジェクター	1式	1,000
	移動用スクリーン	1台	500
	展示パネル	1台	200
	持込器具用電源	1口	100
	平台	1枚	200
	畳	1枚	200
	金ぴょう風	1双	1,000
	ピアノ	1台	2,000
	譜面台	1台	100
	携帯無線機	1台	500
	横断幕テンションフレーム	1式	500

- 1 舞台設備の天井吊プロジェクターを利用する場合は、スクリーンの利用を含む。
- 2 音響設備の音響装置を利用する場合は、スピーカー及びマイク2本の利用を含む。

(その他)

接道：新潟県港湾道路

※そのほか、対象用地・施設の概要等は、別添のインフォメーションパッケージによる